

## 新旧対照表

旧	新
<p>鏡川清流保全審議会運営規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を円滑に運営するため鏡川清流保全条例第26条第8項の規定に基づき定めるものである。</p> <p>(会長)</p> <p>第2条 会長は審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 会長に事故のあるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 <u>委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。</u></p> <p>(専門委員会)</p> <p>第4条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要あるときは、専門委員会を設置することができる。</p> <p>2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 本規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成元年11月7日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年11月22日)</p> <p>この規約は、平成29年11月22日から施行する。</p>	<p>鏡川清流保全審議会運営規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を円滑に運営するため鏡川清流保全条例第26条第8項の規定に基づき定めるものである。</p> <p>(会長)</p> <p>第2条 会長は審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 会長に事故のあるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(専門委員会)</p> <p>第4条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要あるときは、専門委員会を設置することができる。</p> <p>2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 本規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成元年11月7日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年11月22日)</p> <p>この規約は、平成29年11月22日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和2年10月29日)</u></p> <p>この規約は、令和2年10月29日から施行する。</p>